

長門市省力化機器等導入支援補助金 募集要項

申請期間：令和7年8月25日～令和8年1月31日

※予算額に達した時点で終了します。

令和7年8月
長門市産業政策課

長門市では、市内事業者の省力化機器等の導入を支援することで、売上拡大や人手不足による生産性の低下の抑止につなげ、物価高騰の影響の軽減を目指す目的で「長門市省力化機器等導入支援補助金」を創設し、補助対象事業者を募集します。

ご希望の事業者の方は下記によりご応募ください。

I 補助金の概要

(1) 補助金の内容

市内の省力化機器等の導入の支援を行うことで中小企業者等の生産性向上及び事業継続を図ることを目的とし、中小企業者等が実施する省力化機器等を導入する事業に対して、市が予算の範囲内で補助金を交付します。

(2) 補助対象者

①～④のいずれかに該当する長門市内に事業所を有する事業者であり、申請は1事業者につき1回限りとします。

①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に該当

②中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項又は3項のいずれかに該当

③長門市内に事務所等を有する中小企業者、若しくは一次産業を営む個人

④令和6年度の「省人化・省力化機器等導入支援補助金」に申請していない事業者

《参 考》

中小企業基本法第2条

業種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (下記の物を除く)	3億円以下または300人以下
卸売業	1億円以下または100人以下
サービス業	5千万円以下または100人以下
小売業	5千万円以下または50人以下

中小企業信用保険法第2条

※第1項(中小企業者)抜粋

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、消費生活協同組合 等
医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が300人以下
特定非営利活動法人 常時使用する従業員の数が300人以下
小売業50人以下、卸売業又はサービス業100人以下

※第3項(小規模事業者)抜粋

常時雇用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)
医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下
特定非営利活動法人 常時使用する従業員の数が20人以下
商業・サービス業は5人以下

(3) 補助対象要件

①～③のすべてに該当する補助対象者

①市税の滞納がないこと。

②官公庁からの指名停止措置を受けていないこと。

③事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

(4)補助対象事業

市内の中小事業者等が市内に所在する事務所等で実施する当該補助金の目的に沿って取り組む事業であって、以下に定める機器・ソフトウェア等(以下「補助対象機器等」という。)の導入による省力化に資する事業

補助対象機器等

自動精算機(セルフレジ)、券売機、自動チェックイン機、食器洗浄機、清掃ロボット、配膳ロボット、調理ロボット、セルフオーダーシステム、顧客管理・在庫管理システム、電話自動応答システム、会計ソフトウェア、その他の人が行う業務を代替できる機器、ソフトウェア等

※汎用性があり、他の用途に使用可能なもの(例：タブレット端末・スマートフォン等)については、補助対象機器等を購入する場合で、且つ、補助対象機器等と併せての購入が必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費の2/3を上限として対象とします。

(5)補助対象期間

補助対象事業を実施する期間は、補助金の交付決定日以降に事業を着手(機器等の導入等)して、事業が完了する日(令和8年1月31日)までが対象となります。

※補助金の交付決定日以降に、補助対象事業を実施(機器等の導入等)、支払いをしてください。

※補助対象期間内(交付決定日から令和8年1月31日まで)に実施された補助対象事業のみが補助対象経費になります。

(6)補助対象経費

区 分	内 容
補助対象機器等 を購入する場合	・購入費・工事費 ※汎用性があり、他の用途に使用可能なもの(例：タブレット端末・スマートフォン等)については、補助対象機器等と併せての購入が必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費の2/3を上限として対象とします。

《補助対象とならない経費》

- ・市外の店舗に機器等を導入する取組に係る経費
- ・中古品の購入費、原材料、消耗品の購入に係る経費、人件費、食材費、不動産購入費、施設の新設、増築及び取得に係る経費、施設の保守管理費、水道光熱費、金融機関などへの振込手数料、家賃(保証金、共益費及び地代含む)、保険料、交際費(飲食及び接待)、公租公課、当該補助制度と整合性がない経費
- ・車両・船舶などの構造上人が乗って使用する機器の購入費。
- ・リース品に係る経費
- ・汎用性があり、他の用途に使用可能なものの購入費(ただし、補助対象機器等の導入と併せて必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費用の3分の2を上限として、対象とする。)
- ・予備的、将来的に備えるための経費
- ・贈与又は転売を目的とした経費
- ・当該補助金の申請者の親会社、子会社などの関連会社(申請者と資本関係(連結決算等)のある会社、役職員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等)との取引に係る経費

(7)補助率及び補助金額

区 分	補助率	補助上限額
補助対象機器等 を購入する場合	補助対象経費(税抜)の 3分の2	50万円

※1,000円未満は切り捨て

2 申請方法

(1)申請者

申請者は補助対象者となります。

(2)申請書類

以下の書類を提出してください。（書類不備があった場合は、審査に時間を要するため、必ず確認の上、御提出ください。）

- ① 長門市省力化機器等導入支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（別紙2）
- ④ 省力化確認票(別紙3)(交付申請書(様式第1号)の導入する機器、ソフトウェア等の内容について「その他の人が行う業務を代替できる機器、ソフトウェア等」にチェック☑した場合のみ)
- ⑤ 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料
- ⑥ 導入する機器、ソフトウェア等の概要がわかるもの(導入する機器の仕様書又は製品等のカタログ等の写し)
- ⑦ 施設改修や設置を伴う場合は、改修箇所及び設置箇所の現況写真
- ⑧ 市長が必要と認める書類

(3)申請期間・申請方法・問合せ先

① 申請期間

令和7年8月25日～令和8年1月31日

※予算に達した場合は申請期間中であっても募集を終了します。

※申請は、1事業者につき1回限りです。

② 申請方法

申請書類は原則電子メールでご提出ください。（不可能な場合はお問い合わせください）

申請様式については、長門市ホームページからダウンロード可能です。

③ 提出先・問合せ先

長門市役所産業政策課 商工振興班

E-mail:shoko.bussan@city.nagato.lg.jp

電話：0837-23-1136

(4)留意事項

- ① 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。
- ② 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合やその他不正行為をした場合には、申請を無効とし、補助金の交付を停止、又は既に交付した補助金の返還を指示します。
- ③ 申請書類に不備がある場合は受け付けできません。
- ④ 申請書類は、返却いたしません。
- ⑤ 申請内容の確認のため、運営主体又は実施主体は、現地確認、事情聴取、追加資料の提出等の調査を行った場合は、調査に応じなければなりません。

3 補助対象事業の交付決定

(1)交付決定の方法

申請書類の内容を審査の上、適正であると認められる場合、交付の決定を行います。

(2)審査時期

交付申請書を受付後、随時書類審査を行います。

※ 申請受付日は、電子メール到着日時または市役所で受け付けた日となります。申請者が記載した申請日とは異なります。なお、原則、予算の範囲内で受付及び審査・交付決定を行いますので、予算に達した場合は申請期間中でも終了する場合があります。

(3)交付決定の通知

審査結果は申請書類を提出した全ての申請者に対して概ね14日以内に文書で通知します。

※ 交付決定された補助金の額が補助金額の上限となります。

※ 実際の補助対象経費が申請時の額を下回った場合には、補助金の額も減額となります。